

特別養護老人ホーム春日の里ユニット型（事業所番号 1070105661）

介護度	利用居室	1ヶ月あたりの料金表（30日間「介護保険費用+食費+居住費」、適時加算される費用及びその他の料金除く）						
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階1割	第4段階2割	第4段階3割
1	従来型多床室	32,328	47,928	55,728	77,028	99,678	123,005	146,332
	従来型個室	43,728	49,428	69,228	90,528	109,158	132,485	155,812
	ユニット型個室	60,878	63,578	86,078	107,378	136,358	161,835	187,312
2	従来型多床室	34,755	50,355	58,155	79,455	102,105	127,860	153,615
	従来型個室	46,155	51,855	71,655	92,955	111,585	137,340	163,095
	ユニット型個室	63,305	66,005	88,505	109,805	138,785	166,690	194,595
3	従来型多床室	37,287	52,887	60,687	81,987	104,637	132,923	161,209
	従来型個室	48,687	54,387	74,187	95,487	114,117	142,403	170,689
	ユニット型個室	65,906	68,606	91,106	112,406	141,386	171,892	202,398
4	従来型多床室	39,714	55,314	63,114	84,414	107,064	137,778	168,492
	従来型個室	51,114	56,814	76,614	97,914	116,544	147,258	177,972
	ユニット型個室	68,368	71,068	93,568	114,868	143,848	176,816	209,784
5	従来型多床室	42,107	57,707	65,507	86,807	109,457	142,564	175,670
	従来型個室	53,507	59,207	79,007	100,307	118,937	152,044	185,150
	ユニット型個室	70,761	73,461	95,961	117,261	146,241	181,602	216,963

・上記の金額は、およその目安であり、少数点処理の都合上実際の請求額と異なる場合があります。

<介護保険費用>（1割：単位）

基本料金（1割）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型多床室	589/日	659/日	732/日	802/日	871/日
従来型個室	589/日	659/日	732/日	802/日	871/日
ユニット型個室	670/日	740/日	815/日	886/日	955/日

<その他の料金>

事務手数料	2,000円/月
理美容費	1,500円/回

サービスの実施に伴い加算される費用（1割）		適時加算される費用（1割）	
日常生活継続支援加算Ⅰ、Ⅱ	36/日（従）、46/日（ユ）	初期加算（入所後又は1ヵ月入院後30日限）	30/日
看護体制加算Ⅰ	6/日（従）、4/日（ユ）	外泊入院加算（入院後6日、月またがる場合12日まで）	246/日
看護体制加算Ⅱ	13/日（従）、8/日（ユ）	療養食加算（1日3回限度）	6/回
夜勤職員配置加算Ⅰ	22/日（従）	看取り介護加算Ⅰ（死亡日）	1,280/日
精神科療養指導加算	5/日	看取り介護加算Ⅰ（死亡日前日、前々日）	680/日
科学的介護推進加算Ⅱ	50/月	看取り介護加算Ⅰ（死亡日以前4日以上30日以下）	144/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本料金と各種加算の合計に14%相当の額	看取り介護加算Ⅰ（死亡日以前31日以上45日以下）	72/日
従＝従来型 ユ＝ユニット型		安全対策体制加算（入所時1回）	20/初日

- ・地域加算＝前橋市7級地は1単位当たり10.14円となります。介護保険費用について1.4%相当加算されます。
- ・一定以上所得がある方は介護保険費用について自己負担額が2割又は3割負担となります。

<食費と居住費>

利用者負担段階	食費	多床室	従来型個室	ユニット型個室	対象者の要件
第1段階	300円/日	0円/日	380円/日	880円/日	高齢年金受給者、生活保護受給者
第2段階	390円/日	430円/日	480円/日	880円/日	年金収入等合計80万円以下 預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下
第3段階①	650円/日	430円/日	880円/日	1,370円/日	年金収入等合計80万円超120万円以下 預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下
第3段階②	1,360円/日	430円/日	880円/日	1,370円/日	年金収入等合計120万円超 預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下
第4段階（標準費用）	1,630円/日	915円/日	1,231円/日	2,066円/日	上記に該当しない方（市民税課税者、課税世帯、預金等合計が基準を超過する者）

- ・「介護保険負担限度額認定証」を市町村から発行された方は、第1段階から第3段階となり、食費と居住費が減額されます。
- ・第1段階から第3段階の方は、世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市町村住民税非課税の方が対象です。